

## 議題 4

### 市長が作成する議会の議案に対する意見の申出について

- 1 令和3年度9月補正予算議案及び専決処分承認議案に対する意見の申出について 15  
(代決報告第9号)
- 2 令和3年度9月補正予算議案（追加送付分）に対する意見の申出について（代決報告第10号） 17
- 3 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更議案に対する意見の申出について（代決報告第11号） 19

代決報告第9号

令和3年9月29日提出

令和3年度9月補正予算議案及び専決処分承認議案に対する意見の申出について

別紙の内容による令和3年度9月補正予算議案及び専決処分承認議案について、令和3年9月3日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

## 令和3年度9月補正予算

## 文教関係(当初送付分)

事 項	補 正 額	説 明
	千円	千円
利用料金の減収に伴う指定管理料の追加措置	33,490 財源内訳 〔 国庫補助金 33,490 〕	新型コロナウイルス感染症の影響により利用が減少している国際青年会館の指定管理者である(公財)広島市文化財団が適切に管理運営できるよう、指定管理料を追加措置する。
放課後児童クラブの開設準備	27,785 財源内訳 〔 国庫補助金 9,133 〕 県補助金 9,133 一般財源 9,519 〕	4年度に放課後児童クラブの定員不足が見込まれる学区において、児童館の利用に必要な備品購入など、4年4月のクラス増設に向けた準備に取り組む。  対象学区 9学区  幟町、中島、矢賀、比治山、毘沙門台、深川、倉掛、口田東、楽々園

## 令和3年8月11日からの大雨への対応に係る補正予算の専決処分について

## 文教関係

事 項	補 正 額	説 明
	千円	千円
青少年育成施設災害復旧	55,000 財源内訳 〔 災害復旧債 55,000 〕	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター 土砂撤去、災害復旧実施設計等

代決報告第10号

令和3年9月29日提出

令和3年度9月補正予算議案（追加送付分）に対する意見の申出について

別紙の内容による令和3年度9月補正予算議案（追加送付分）について、令和3年9月9日、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

## 令和3年度9月補正予算

## 文教関係(追加送付分)

事項	補正額	説明	明
	千円		千円
青少年育成施設災害復旧	155,000	災害復旧工事	
	財源内訳	三滝少年自然の家・グリーンスポーツセンター	110,000
	(市債 110,000)	青少年野外活動センター	45,000
	(一般財源 45,000)		

(参考) 令和3年度一般会計 予算規模【教育費、災害復旧費(教育施設災害復旧費)】

区分	6月補正後予算現額	9月補正予算額 (専決処分含む)	補正後予算額
教育費	967億9,537万3千円	6,127万5千円	968億5,664万8千円
災害復旧費 (教育施設災害復旧費)	1億2,410万円	2億1,000万円	3億3,410万円

代決報告第11号

令和3年9月29日提出

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更議案に対する意見の申出について

別紙の内容による辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更議案について、教育長代決により異議ないものと認め、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づき、その旨市長に申し出たので報告する。

第 号議案

令和 3 年 9 月 日提出

辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和 37 年法律第 88 号）の規定による似島町辺地に係る公共的施設の総合整備計画を次のとおり変更するものとする。

広島市長 松 井 一 實

変 更 の 部 分		変 更 前	変 更 後
辺地の概況	辺地を構成する町又は字の名称	広島市南区似島町	広島市南区似島町の字南風泊，字大黃及び字東大谷
	地域の中心の位置	広島市南区似島町字家下 7 5 2 番 4 9	広島市南区似島町字大黃 2 5 5 6 番 1
	辺地の人口	7 6 1 人	1 2 2 人
	辺地の面積	3. 9 平方キロメートル	0. 7 平方キロメートル
	辺地度点数	1 0 2 点	1 2 7 点
	事業費	1, 705, 000 千円	1, 935, 000 千円

公共的 施設の 整備計 画	似島少	一般財源	1,705,000千円	1,935,000千円
	年自然 の家	一般財源のうち		
		ち辺地対策事業債の予定額	1,705,000千円	1,935,000千円
	合 計	事業費	1,705,000千円	1,935,000千円
		一般財源	1,705,000千円	1,935,000千円
		一般財源のうち		
	ち辺地対策事業債の予定額	1,705,000千円	1,935,000千円	



参考 関係法令 (抜粋)

○辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律 (昭和37年法律第88号)

(総合整備計画の策定等)

第3条 この法律によつて公共的施設の整備をしようとする市町村は、当該市町村の議会の議決を経て当該辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画 (以下「総合整備計画」という。) を定めることができる。

2～4 (略)

5 市町村は、総合整備計画を定めたときは、総務大臣にこれを提出しなければならない。

6～7 (略)

8 前各項の規定は、第5項の規定により総合整備計画を提出した市町村が当該総合整備計画を変更しようとする場合について準用する。

○地方教育行政の組織及び運営に関する法律 (昭和31年法律第162号) (抜粋)

(教育委員会の意見聴取)

第29条 地方公共団体の長は、歳入歳出予算のうち教育に関する事務に係る部分その他特に教育に関する事務について定める議会の議決を経るべき事件の議案を作成する場合においては、教育委員会の意見をきかなければならない。

○広島市教育委員会事務決裁規則 (昭和25年教育委員会規則第5号) (抜粋)

(教育委員会決裁事項)

第1条 広島市教育委員会 (以下「委員会」という。) の所管事務のうち、委員会の決裁を要するものは、次のとおりとする。

(1)～(8) (略)

(9) 教育事務に関し、市長が作成する議会の議案に対しての意見の申出に關すること。

(10)～(15) (略)

(教育長代決)

第6条 教育長は、緊急やむを得ないときは、第1条に規定する教育事務を代決することができる。ただし、この場合速やかに管理及び執行の状況を委員会に報告しなければならない。

総 合 整 備 計 画 書

広島県 広島市 似島町辺地  
 (辺地の人口 761 人, 面積 3.87 k m<sup>2</sup>)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する町又は字の名称  
 広島市南区似島町
- (2) 地域の中心の位置  
 広島市南区似島町字家下 752 番 49
- (3) 辺地度点数  
 102点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、広島市南区に属し、広島市役所から南南西に約9キロメートルの位置にある、広島湾に浮かぶ離島であり、集落は、海岸沿いに形成されている。

当該辺地においては、人口の減少及び高齢化の進展により地域のコミュニティの存続が危ぶまれており、また、当該辺地で最大の集客力を有する公共的施設である広島市似島臨海少年自然の家（以下「似島少年自然の家」という。）においては、老朽化等による宿泊者の減少等が課題となっている。

そこで、似島少年自然の家の主な使用者である小・中学生等の使用を更に促進するとともに、企業等も使用しやすい施設とし、もって人口の減少及び高齢化が進展する当該辺地の活性化に資するため、似島少年自然の家の再整備を行う必要がある。

3 公共的施設の整備計画

令和2年度から令和5年度までの4年間

(単位：千円)

区 分		事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち ち辺地対策事業 債の予定額
施 設 名	事業主体		特定財源	一般財源	
似島少年自然の家	広島市	1,705,000	0	1,705,000	1,705,000
合	計	1,705,000	0	1,705,000	1,705,000